平成 25 年度「地域社会雇用創出協働事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
①提案事業の目的、目標 (20点)	・解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か ・提案事業は公共性、公益性が高いか
②協働の相乗効果 (20点)	・協働することによって、提案団体が単独で行うよりも高い 効果が上げられるか・協働することで、行政だけでは成し得ない地域課題の解決 に高い効果が上げられるか
③団体と行政の役割分担 、スケジュール (15点)	・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か ・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か
④提案事業の先進性、実効性 (10点)	・創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、 先進性を持っているか ・具体性、実効性があるか
⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当性 (10点)	・提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提 案団体自らが実施する事業か ・予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か
⑥地域社会への貢献度、地域課題の解 決、事業実施後の継続性 (15点)	・提案事業は、地域社会への貢献度が高く、地域の主体的な 取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか・新規雇用する失業者のスキルアップを図ることができるか・事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか
⑦プレゼンテーション (10点)	・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って 説明したか
合計点(100点)	